

<カメラセットレンタル利用規約>

第1条 規約の適用

1. 本規約は、株式会社 家撮り部（以下「当社」という）が貸与するカメラセットを利用されるお客様（以下「お客様」という）との取引に関して適用するものとします。
2. お客様は、本規約を承諾の上で当社に対して本サービスの申込手続きを行うものとします。

第2条 規約の変更・改訂

1. 当社は、本規約を必要に応じてお客様の承諾無く変更・改訂できるものとし、また本規約を補充する規約（以下「補充規約」という。）を定めることができます。
2. 本規約の改定または補充があった場合は、お客様に対して告知したときにその効力が生じるものとし、お客様は、改定後の規約及び補充規約に従うものとします。

第3条 本サービスについて

1. 本サービスとは、以下に定められるサービスをいいます。
 - ① 社所定のカメラセットを有償にて貸与すること。
 - ② 記に付随する一切の業務並びに当社が必要と認めて別途提供するサービス。
 - ③ 本サービスの提供範囲は日本国内とする。
 - ④ サービスの利用目的は住宅の竣工写真の撮影に限る。
2. 当社は、本サービスを当社が委託した第三者により提供する場合があります。

第4条 本サービスの変更 当社は、必要に応じてお客様への事前の通知なくして、前条に定める本サービスにつき、変更、廃止することができるものとします。

第5条 本サービス利用申込

1. 本サービスを利用する為には、本規約に同意した上で、当社所定の方式により申し込むものとします。
2. お客様は、前項の申込に当たり、お客様の担当者の身分証明書など当社所定の書類を提出する義務を負うものとします。
3. 当社は、第1項の申込について審査を行い、当社所定の条件に合致した場合、申込の承諾を行い、この時点で本サービスに関する契約（以下「本契約」という。）が成立するものとします。ただし、お客様は、希望したカメラセットの欠品などにより、当社が申込を承諾しない場合があることを予め承るものとします。

第6条 代金支払とカメラセットの引渡

1. お客様は、当社所定のレンタル代金を、当社所定の方法により支払うものとします。支払に掛かる費用は、お客様の負担とします。
2. お客様からレンタル代金の支払がなされない場合、当社は本契約を催告なく解除することができます。
3. 当社は、お客様からの利用料の支払いの完了を確認したあと、当社所定の期間内に、カメラセットをお客様に引き渡します。
4. カメラセットの引渡方法は、当社所定の方法によります。

5. カメラセットの引渡に掛かる費用は、レンタル料に含まれるものとします。ただし、引渡場所が当社所定の場所でない場合は、別途、引渡費用を請求します。
6. カメラセットの引渡日又は当社発送日から7日後のいずれか早い日をもって、レンタル期間の開始時期とします。

第7条 貸与時の動作確認

1. お客様は、カメラセットの引渡時に、お客様ご自身で、その動作確認を行うものとします。
2. 動作確認時に、カメラセットに異常がみられ、当社の確認においても異常があると認められた場合、当社は、同等クラスの代替品を貸与します。
3. 代替品の貸与を行った場合、貸与物の引渡日をもってレンタル期間の開始時期とします。
4. カメラセット引渡翌日までにお客様から異常についての申出がない場合、カメラセットには異常がなかったものとみなし、当初のカメラセットの引渡日をもってレンタル開始時期とします。

第8条 善管注意義務など

1. お客様は、カメラセットを善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。
2. お客様は、当社の許可なく、カメラセットの改造（シール貼付などを含むがこれに限られない。）、修理を行ってはならないものとします。
3. お客様は、当社の許可なく、カメラセットを第三者に譲渡、転貸又は担保提供してはならないものとします。
4. お客様は、カメラセットを、第三者の権利若しくは法的利益の侵害、公序良俗に反する目的又は犯罪行為のために利用しないものとします。
5. 本契約の締結は、本サービスに関する当社の著作権、商標権など知的財産権の行使を許諾するものではなく、お客様は当社の事前の文書による許諾なく、当社の知的財産権を行使せず、かつ、当社の信用を害する行為を行わないものとします。

第9条 故障・紛失等

1. カメラセットの故障、紛失、盗難、破損など（以下「故障など」という。）が生じた場合、お客様は速やかに当社にその旨を連絡するものとします。
2. 紛失又は盗難の場合、お客様は、お客様の費用と負担において、所轄警察署への届出を行い、届出を行ったことを示す書類の写しを当社に提出するものとします。
3. お客様の故意過失によりカメラセットの故障などが生じた場合、当社は、当社所定の調査を経た上で、故障などにより当社が被る損害の賠償請求をお客様に対して行うことができるものとします。
4. 前項の場合、当社は、お客様からの故障などについての通知があった日をもって、本契約が終了したものとみなし、終了日以降のレンタル代金は日割計算をもって返還するものとします。ただし、当社は、レンタル代金の返還債務と第3項の補償請求権と相殺することができるものとし、相殺してもなお返還債務がある場合のみ、レンタル代金を返還するものとします。
5. お客様の故意過失によらず故障などが生じた場合、当社は、お客様に対し、貸与したカメラセットと同等の代替品を無償で提供するものとします。この場合、交渉などを生じたカメラセット及び代替品のカメラセット双方の送料は、当社負担とします。
6. 前項の場合、レンタル開始時期の変更は行わず、当社はレンタル料の返還義務も負わないものとします。
7. 当社は、お客様の故意過失の有無にかかわらず、故障などによりお客様に生じた損害（カメラセットで撮影し保管されていた映像についての損害を含むが、これに限られない。）を賠償する義務を負わないものとします。

第10条 貸与期間について

1. 貸与期間は、本契約に定めるレンタル開始時期から、申込時に指定した当社所定のレンタル期間の末日までとします。

2. お客様がレンタル期間の末日よりも前にカメラセットを返却したとしても、当社は、お客様に対し、レンタル料の返還を行いません。
3. お客様がレンタル期間の末日を経過してもカメラセットを返却しない場合、当社は、お客様に対し、日割計算により追加レンタル料を請求するものとします。
4. 貸与カメラセットに関して、お客様から返却の見込みがないと当社が判断した場合は、当社が別途定める弁償金をお客様に対して請求できるものとします。
5. 弁償金の額は、同等（同等品が無い場合は当社が指定する類似品）のカメラセットを買い戻すのに必要な実費相当額となります。

第11条 お客様の連絡義務

お客様は、以下の各号に定める事実は発生したときは、ただちに当社にその事実を通知するものとします。①カメラセットの返却遅延 ②カメラセットの故障など（連絡が無い場合は、お客様の故意過失による場合でなくても、当社の被った損害の賠償を請求します。）

第12条 返却時の注意事項

1. カメラセットの返却時に一部機材の返却忘れがあった場合は、第10条3項所定の追加レンタル料が発生します。
2. カメラセットの返却後、カメラセットにお客様の故意過失による故障などが存在すると当社が判断した場合は、当社は、お客様に対し、当社が被った損害の賠償を請求させていただきます。
3. お客様の故意過失にもとづかない自然損耗については、損害賠償の対象とはならないものとします。

第13条 お客様の個人情報及び知的財産の取扱い

1. 本契約の成立及び履行に際して、当社がお客様から提供された個人情報（以下「個人情報」という。）は、本契約の履行及び本契約に付随するお客様へのご案内にのみ使用します。
2. 当社は、個人情報の保護に関する法律及び関連するガイドラインを遵守し、個人情報を安全に管理します。
3. カメラセットを利用することによって生じたお客様の映像又は動画などについての著作権等の知的財産権は、お客様に帰属し、当社には帰属しません。ただし、お客様がカメラセットの返却時にカメラセット内に保存し破棄していなかった映像又は動画などについては、お客様がそれらに関するあらゆる権利を放棄したものとみなします。

第14条 保証及び損害賠償

1. 当社は、本サービスの商業性及び目的適合性を保証せず、本規約に定めたもの以外の補償又は賠償の義務を負わないものとします。
2. 当社がお客様に対し損害を賠償する義務を負う場合でも、その範囲は、現実に発生した通常かつ直接の損害に限定され、かつ、お客様が当社に支払ったレンタル料金の範囲内に限定されるものとします。
3. お客様が本サービスに関連して、故意又は過失によって当社に損害を与えた場合、お客様は、その損害を賠償する義務を負うものとします。
4. カメラセットを利用してお客様が記録した映像情報等の消失または不具合に関しては、当社は一切の責任を負いません。
5. お客様がカメラセットの使用により第三者に対して損害を与えた場合、当社は、当該損害について第三者に対し何らの責任も負わないものとし、当該第三者から当社に何らかの請求があった場合は、お客様が自己の責任と負担において対応するものとします。

第15条 準拠法について 本サービスの成立及び履行に関する準拠法は、日本法とします。

第16条 協議事項 本規約に定めのない事項及び利用契約に関してお客様と当社との間で問題が生じた場合には、お客様と当社で誠意をもって協議するものとします。

第17条 合意管轄裁判所について 本サービスに関する訴訟又は調停についての第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

平成28年7月1日より本規約は有効となります。